

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

要綱

- 第一 都道府県知事による報告の徴収及び立入検査の方法のうち、第一種特定製品整備者、第一種特定製品
廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者に係るもの等を追加すること。（第一条及び第二条関係）
- 第二 この政令の施行期日を平成十九年十月一日とすること。（附則関係）